

令和8年度

豊島区 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業

在宅生活を送っている医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）等について、看護師が自宅等に出向き、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、重症心身障害児（者）等の家族の健康保持や休息、就労支援を図ります。

留意事項

1. 利用時間は1年度の間には288時間を上限とします。なお、**自宅以外**の利用については、288時間の内**48時間**までです。
2. 1回当たりの利用時間は2時間から4時間までの30分単位です。
3. 当事業を利用する際、管理票を訪問看護事業所に提示してください。なお、自宅以外の利用も含めて、上限時間の管理については、自己管理とします。
4. 区が契約済みの訪問看護事業所のみ利用可能です。
5. 調理、洗濯など家事援助や入浴に伴う介護は利用できません。
6. 当事業にかかる医師指示書の提出を求められた場合は、速やかにご提出ください。
7. 予定していた派遣を中止する場合、速やかに訪問看護事業所にご連絡ください。
8. 申請書、医師指示書等の内容に変更があった際は、速やかに区にご連絡ください。
9. 自宅以外の場所については、訪問看護事業者がサービスを提供することができる判断した内容・場所であれば制限はありません。
10. 学校等での利用については、学校等から家族等の付き添いを求められた場合に限られます。事前に学校等から承諾を得たうえで、学校の取り決めに従って当事業をご利用ください。
11. 自宅以外で利用する場合、交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用（施設の入場料など）については、原則自己負担となります。

